

○笠間焼産地後継者育成補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第230号

(目的)

第1条 この告示は、国の伝統的工芸品の認定を受けている笠間焼の担い手育成を推進し、地場産業である笠間焼の振興を図ることを目的とし、予算の範囲内において、笠間焼産地後継者育成補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して笠間市補助金等交付規則（平成18年笠間市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 補助金の対象者（以下「対象者」という。）、対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び限度額、申請に係る添付書類並びに実績報告に係る添付書類については、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、笠間焼産地後継者育成補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、別表補助事業の種類欄に掲げる事業に応じ、それぞれ同表申請に係る添付書類の欄に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、創作活動支援事業により設備購入費の補助を受けた者は、当該補助に係る補助金の額の確定を通知した日の翌日から起算して1年を経過した後でなければ、創業支援事業の申請をすることができないものとする。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(交付の決定等)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて関係機関からの意見聴取等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、補助金を交付することを決定したときは、併せてその交付額を決定（以下「交付決定額」という。）するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかにその内容を笠間焼産地後継者育成補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定による決定に係る補助金の交付の条件及び申請の取下げについては、規則第8条及び第9条の規定による。

（申請内容の変更等）

第5条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る申請内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、笠間焼産地後継者育成補助金変更、中止、廃止承認申請書（様式第3号）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更等の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当又は不適當の決定をした上、笠間焼産地後継者育成補助金変更、中止、廃止承諾（不承諾）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の事前交付）

第7条 市長は、規則第18条第1項ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金を分割して事前に交付（以下「事前交付」という。）することができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の事前交付を受けようとするときは、笠間焼産地後継者育成補助金事前交付要望書（様式第5号。以下「要望書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の要望書に記載した要望時期の1月前までに、笠間焼産地後継者育成補助金事前交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 事前交付の要求額は、交付決定額の5分の4以内とする。ただし、生活支援事業及び研修受入支援事業については、事業開始後3月以上の実績に基づき算出した額を上限とする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、申請した事業が完了したときは、笠間焼産地後継者育成補助金実績報告書(様式第7号)に、別表補助事業の種類欄に掲げる事業に応じ、それぞれ同表実績報告に係る添付書類の欄に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により報告があったときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、笠間焼産地後継者育成補助金交付確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた補助事業者(以下「事業完了者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、笠間焼産地後継者育成補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 第7条に基づく事前交付をした場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

(追跡調査)

第13条 事業完了者は、市長による補助金の効果等の検証に係る実績及び成果に関する追跡調査に応じるものとする。

(関係書類の整備)

第14条 事業完了者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿その他の書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の末日の翌日か

ら起算して5年間保存しなければならない。

2 市長は、事業完了者に対して、必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平28告示634・旧第12条繰下)

附 則

この告示は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年告示第634号)

この告示は、平成28年9月13日から施行する。

別表（第2条関係）

（平28告示634・全改）

補助事業の種類	対象者	補助対象経費	補助金の額及び限度額	申請に係る添付書類	実績報告に係る添付書類
生活支援事業	笠間市内に住所を有する者で、市税を完納し、かつ、茨城県立笠間陶芸大に在籍している者	住居の賃借に要する費用（補助の対象は、当該費用に対する交付の決定を受けた日の属する月からとする。）	賃借料の1/4以内とし、月1万円を限度とする。	賃貸借契約書 住民票 納税証明書 その他市長が必要と認める書類	領収証その他支払金額のわかるもの その他市長が必要と認める書類
創作活動支援事業	笠間市内に住所を有する者で、市税を完納し、かつ、茨城県立笠間陶芸大に在籍し、又は旧茨城県工業技術センター窯業指導所に在籍し、又は修了し、5年に満たない者で創業	公募展覧会の出品に要する費用	公募展覧会出品料の定額とし、15,000円を限度とする。補助金の交付は1年度につき1回を限度とする。	公募展覧会の出品要項（出品料のわかるもの） 住民票 納税証明書 その他市長が必要と認める書類	領収証その他支払金額のわかるもの その他市長が必要と認める書類

	していない者				
	笠間市内に住所を有する者で、市税を完納し、かつ、茨城県立笠間陶芸大学校、又は旧茨城県工業技術センター窯業指導所を修了し、3年に満たない者で創業していない者	窯及びろくろ、並びにその付帯設備の購入に要する費用	設備購入費の1 / 2以内とし、30万円を限度とする。補助金の交付は1回を限度とする。	設備の見積書 住民票 納税証明書 その他市長が必要と認める書類	領収証その他 支払金額のわかるもの 設置完了後の設備写真 その他市長が必要と認める書類
研修受入支援事業	笠間市内に住所を有する者、法人にあっては笠間市内に本店が所在する事業所で、市税を完納し、かつ、笠間市内に住所を有する者で、茨城県	笠間市内に住所を有する者で、茨城県立笠間陶芸大学校、又は旧茨城県工業技術センター窯業指導所を修了した者について、その	人件費の1 / 2以内、月5万円を限度とする。	雇用契約書の写し 住民票（雇用者・被雇用者）、法人にあっては登記簿謄本 納税証明書（雇用者・被雇用者） その他市長が必要と認める書類	支払金額のわかるもの 研修日誌 研修状況写真 その他市長が必要と認める書類

	立笠間陶芸 大 学 校, 又 は 旧 茨 城 県 工 業 技 術 セ ン タ ー 窯 業 指 導 所 を 修 了 し た 者 を 笠 間 市 内 の 事 業 所 で 雇 用 す る 者	ら 3 年 を 経 過 す る 日 ま で の 期 間 に お け る 雇 用 に 要 す る 費 用			
創 業 支 援 事 業	笠 間 市 内 に 住 所 を 有 す る 者 で, 市 税 を 完 納 し, か つ, 新 た に 笠 間 市 内 で 製 陶 業 を 創 業 す る 者	窯, ろくろ, 土 練 機 等 の 設 備 購 入 に 要 す る 費 用	設 備 購 入 費 の 1 / 2 以 内 と し, 5 0 万 円 を 限 度 と す る。 補 助 金 の 交 付 は 1 回 を 限 度 と す る。	設 備 の 見 積 書 陶 歴 の わ か る 書 類 住 民 票 納 税 証 明 書 そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 書 類	領 収 証 そ の 他 支 払 金 額 の わ か る も の 設 置 完 了 後 の 設 備 写 真 開 業 届 出 書 そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 書 類
	笠 間 市 内 に 住 所 を 有 す る 者 で, 市 税 を 完 納 し, か つ, 新 た に 笠 間 市 内 で 製 陶 業 を 創 業 す る 者	工 房 等, 制 作 施 設 の 修 繕 に 要 す る 費 用	修 繕 費 の 1 / 2 以 内 と し, 5 0 万 円 を 限 度 と す る。 補 助 金 の 交 付 は 1 回 を 限 度 と す る。	修 繕 の 見 積 書 工 事 着 手 前 の 現 場 写 真 陶 歴 の わ か る 書 類 住 民 票 納 税 証 明 書 そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 書 類	領 収 証 そ の 他 支 払 金 額 の わ か る も の 工 事 完 了 後 の 現 場 写 真 開 業 届 出 書 そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 書 類